

施設園芸等燃油価格高騰対策の令和3事業年度実施に係る公募要領

1 公募事項

施設園芸等燃油価格高騰対策について、令和3事業年度の実施分の公募を以下のとおり、開始します。

- ① 本事業に取り組もうとする県協議会（一般社団法人日本施設園芸協会（以下「協会」という。）の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（以下「協会実施要領」という。）第2条に規定する事業実施者となる協議会をいう。以下同じ。）は、協会実施要領第9条第1項の規定に基づき、県協議会の事業実施計画を協会に提出して下さい。この場合、支援対象者（協会実施要領第7条に規定する支援対象者をいう。以下同じ。）の事業実施計画等について、県協議会の業務方法書の規定に基づき審査し、事業の要件を満たしているものについて、県協議会の事業実施計画と併せて協会に提出して下さい。
- ② 支援対象者は、以下の施設園芸セーフティネット構築事業に取り組もうとする場合は、当該支援対象者の事務所が所在する都道府県の県協議会（別途協会のホームページを参照して下さい。）に、事業実施計画等を提出して下さい。

2 事業の概要

(1) 目的

燃油は、その多くを輸入に依存しているため、為替や国際的な商品市況等の影響により、価格が乱高下を繰り返しており、今後の価格見通しを立てることが困難な生産資材である。施設園芸農家は、冬期加温に燃油を使用するため、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油価格高騰の影響を特に受けやすい業種であることから、施設園芸農家が継続して経営できる環境を整えるため、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進める対策が必要である。

このため、燃油使用量の省エネルギー化又は燃油コストの変動抑制に計画的に取り組む施設園芸産地において、農業者と国の拠出により燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みを構築することにより、施設園芸農業者の経営の安定と施設園芸作物の安定供給を図ることとする。

(2) 事業内容

施設園芸セーフティネット構築事業（協会実施要領第2章第2節に規定するもの）
農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用の燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

3 事業実施の手続き等について

(1) 公募期間

公募期間は、令和3年3月8日（月）から令和3年7月9日（金）までとします。

（2）提出書類等について

- ① 県協議会は、協会実施要領第9条第1項の規定に基づき、県協議会の事業実施計画を作成し、管内の支援対象者の省エネルギー等対策推進計画、事業実施計画書等を付して協会に提出して下さい。
- ② 支援対象者の省エネルギー等対策推進計画及び事業実施計画については、県協議会で審査が行われ、要件等を満たしその承認が得られることが確実であるもののみを受け付けますので、県協議会が支援対象者の事業実施計画の妥当性を審査したことを記した書面（審査を行う際のチェック事項（別紙様式）に基づき審査した確認結果表）を各支援対象者ごとに作成し、併せて提出して下さい。
- ③ また、「施設園芸等燃油価格高騰対策の事務手続きについて」（平成26年2月6日付け日施園第217号。一部改正版【令和3事業年度版】を近日施行予定。以下「事務手続き」という。）Iの2の（6）により一覧表を作成して提出して下さい。
- ④ なお、具体的な提出資料については、事務手続きを参照して下さい。
- ⑤ 上記の提出書類は、電子メールで提出して下さい。
メールアドレス：nenyu@jgha.com

（3）提出期限等

- ① 県協議会から協会への提出期限：令和3年7月9日（金）17時まで。
また、支援対象者から県協議会への提出期限は、県協議会から協会への提出期限に間に合うよう、県協議会が適切に設定して下さい。
- ② 事業実施計画書等の提出及び公募に関する問い合わせ先
一般社団法人 日本施設園芸協会
担当者 小瀧（こたき） 電話03-3667-1631

なお、事業内容に関する問い合わせは、農林水産省生産局及び地方農政局の生産部（北海道にあっては農林水産省生産局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部）においても対応可能ですので、参考までに関係部局を記載します。

【施設園芸セーフティネットの構築の支援関係】

農林水産省生産局園芸作物課	03-3593-6496
東北農政局生産部園芸特産課	022-221-6193
関東農政局生産部園芸特産課	048-740-0434
北陸農政局生産部園芸特産課	076-232-4314
東海農政局生産部園芸特産課	052-223-4624
近畿農政局生産部園芸特産課	075-414-9023
中国四国農政局生産部園芸特産課	086-224-9413
九州農政局生産部園芸特産課	096-300-6249

③ 提出に当たっての注意事項

- ア 提出書類に使用する言語は日本語として下さい。
- イ 提出期限までに到着しなかった提出書類は、無効とします。また、提出書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領等を熟読のうえ、注意して作成して下さい。
- ウ 提出書類の差し替えは認められません。
- エ 応募団体の要件を有しない者が提出した事業実施計画書等は、無効です。
- オ 補助金交付対象者の氏名又は名称は、公開する場合があります。

4 事業実施計画の審査について

(1) 審査方法

協会は、提出された支援対象者の事業実施計画については、協会に設置した審査委員会における審査を経て承認するものとします。この場合の承認の基準は、別表のポイント制により行うものとし、原則として、ポイントの高いものから、予算の範囲内で承認するものとします。

なお、継続地区（令和2事業年度までに省エネルギー推進計画の承認を受けた支援対象者及び当初計画から計30%以上の燃油使用量削減を達成して、令和5事業年度を目標年度とする省エネルギー等対策推進計画を策定し申請する支援対象者（協会実施要領第9条第2項（2）イの（ウ）に該当する支援対象者）については、ポイント付けによらず、優先的に採択することとしております。

(2) 承認の通知等

協会は審査結果を踏まえ、県協議会に対して協議会の事業実施計画の承認通知を发出するとともに、支援対象者の事業実施計画については、県協議会を経由して、承認の通知（不承認となった場合は不承認の旨）を行います。なお、承認通知の発出は、概ね8月上旬を予定しています。

5 補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守って頂く必要があります。

(1) 事業の推進

補助事業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならない。

(2) 補助金の経理管理

補助事業者は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）等に基づき、適正に執

行する必要がある。

補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要がある。

(3) フォローアップ

協会は、補助事業実施期間中、所期の目的が達成されるよう、必要に応じて、補助事業者に対し、審査委員会委員等による現地調査を行う。

補助事業者は、補助事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告をしなければならない。

(4) その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがある。